

建設キャリアアップシステムレベル評価 Q & A

作成日 2025/12/9

職種、経歴について

Q1: 経歴証明は、シールド工または推進工の両方の経歴を合算した実務経験でもいいのか？

A1: 都市トンネル技能者は、シールド工と推進工両方の職種登録が可能です。また、経歴をシールド工と推進工に分ける必要はありません。

Q2: 立坑工・薬液注入工は対象になるのか？

A2: 推進工事に携わる中で、立坑工は対象となります、薬液注入工は対象外です。

Q3: 実務経験の証明で、推進工事の他に「推進工事に付随する立坑工事が対象となる」とあるが、他社が推進工事を施工する現場で、それに付随する立坑工事のみを弊社が受注した場合、その立坑工事の従事期間を実務経験に含むことは可能か？ 推進・立坑工事を同現場で受注した場合のみ対象か？

A3: 推進工に付随する立坑工は実務経験とします。推進工事を受注していなくても経歴とします。

Q4: 現在職種を「土木」で取得していますが 変更したほうが良いのですか(変更できますか)？

A4: 登録申請書コード表第13版では「土木」という職種はありません。「土工」など都市トンネル以外の職種で資格を取得されている場合で今後、都市トンネル(シールド工、推進工)で実務経験や資格を取得し、レベル4を目指すのであれば職種を変更または追加してください。「土工」職種でレベル評価を希望するのであれば、能力評価基準【土工】、【機械土工】、【とび】等、能力評価実施団体が異なるので確認し、対象の能力評価実施団体に申請してください。当協会は都市トンネル技能者が対象となります。

Q5: 他社の在籍期間の証明はどうしたらいいですか？

A5: 令和6年3月31日以前の経歴は、所属事業者が所定の経歴証明書用紙(当協会HPからダウンロード)に記入例に従い記入捺印し、本人へのヒアリング等により確認して技能者の経歴を証明します。また、在籍期間が短い場合は、申請者の資格の取得時期等を確認し、在籍している事業者が判断し証明してください。

Q6: レベル4のカードを取得した後に、5年後、登録都市トンネル基幹技能者や推進工事技士の更新を忘れ1年間資格がなくなってしまった場合、レベル4から3にランクダウンしてしまうのでしょうか？

A6: 能力評価でレベル4を取得された方は、資格の更新がされていなくても、審査時の能力評価であり、レベルダウンしません(レベル4のカードのまま)。更新の前年に更新の案内をお送りしますので講習を受講し理解度テストに合格してください。

申請について

Q7: 申請の仕方を教えてください。

A7: 都市トンネル技能者が能力評価を受ける方法は、当協会ホームページの建設キャリアアップシステムレベル評価に従って申請を行ってください。申請は、ホームページから様式等をダウンロードして記入したものメールにて当協会へお申し込みください。

Q8: レベル評価申請をしてからどれくらいの期間または時期に認定を受けられますか？

A8: 基本的に申請受付順に審査を行います。申請受付から申請者へカードが届くまでは一ヶ月程度と考えています。

評価基準について

Q9: 職長としての就業日数は、元請工事の監理技術者や現場代理人の就業日数は対象範囲外か？

A9: 元請工事の監理技術者や現場代理人は技能者ではありませんので職長としての経験にはなりません。

Q10: 長年監理技術者での工事経験が土木一式に該当し、基幹技能者に該当しない可能性が高くその職員が下請けの場合、レベルが低い技能者からのスタートになるのか？

A10: 建設業に就業している技能者は、レベル評価対象の職種登録をしていればレベルアップ対象となります。令和6年3月31日以前の経験は、所属事業者が証明できますが、下請けとして実務経験の条件を満たしていれば評価対象となります。

Q11: シールド工職長や作業員のレベルアップ判定を行うため2年ほど前に評価機関に問い合わせしたが、業務歴は問題ないが、発破技士の資格がないとレベル判定を受けてもレベル3・4を取得することは出来ないと言われた。都市トンネル技能者であれば評価が可能か？

A11: 当協会が都市トンネル技能者のCCUSレベル評価審査を行う所属団体として、新たにシールド工、推進工を対象職種としています。詳しくは能力評価基準【都市トンネル】の表をご確認ください。

Q12: 以前トンネルシールド工でレベルアップするのを諦めた経緯があり、もっと簡単にレベル評価してほしい。

A12: 当協会が今回新たに都市トンネルとしてシールド工もレベル評価を行うことになりました。従前のトンネルシールド工とはレベル評価基準が異なるので、能力評価基準【都市トンネル】の表を参照してください。

Q13: 「土工」として登録に使用した現場実績が使えるのでしょうか？

A13: 推進工またはシールド工の実務経験は、平成6年3月31日以前の実績証明を事業者が証明することができます。技能者が推進工またはシールド工の証明を明記し、CCUS登録を「土工」でカード登録していた時の蓄積がある場合、事業者が証明することで実績としてレベル評価をします。平成6年4月1日以降は、実務経験はカードリーダーでのカウントが蓄積されます。職種をシールド工または推進工に登録していない場合は当協会で評価できません。

Q14: 新しく「都市トンネル工技能者」としてCCUS登録した場合は、従来の「土工」カードと2枚持ちになるのですか？

A14: CCUSカードはレベルがアップするときに新たなカードが送付されますので、例えば従来土工のレベル1だった方が都市トンネル技能者レベル2に評価されればレベル2のカードが新たに送付されます。その場合、古いカードは新たなカードに切り替わるため使用不可となります。

Q15: 「土工」レベル4で登録している社員は、そのまま「都市トンネル」レベル4に移行できますか？

A15:当協会では職種「土工」でレベル評価はできません。都市トンネル技能者のレベル評価の申請をする場合は、シールド工または推進工への職種変更または追加をしてください。能力評価基準【都市トンネル】表を参考に申請して下さい。

Q16:「都市トンネル技能者」でCCUS登録する場合、職種において特殊作業員・普通作業員・世話役の細目まで登録するのでしょうか？

A16:職種登録は、詳細型を選択し、シールド工、推進工それぞれ特殊作業員・普通作業員・世話役で登録してください。

Q17:「都市トンネル工技能者」で登録後、職長・班長経歴をCCUSカードに記録させる場合は、世話役として記録させる必要があるのでしょうか？

A17:都市トンネル技能者は職務の内容によって普通作業員、特殊作業員、世話役で登録してください。職長、班長は世話役のいずれかに該当します。また、元請けは、提出された施工体制台帳・労働者名簿を登録し、その記載の職種で入場時にカードリーダーにタッチすることで記録が蓄積されます。

Q18:建設キャリアアップシステムの能力評価基準について、各レベルの就業日数・保有資格・職長経験の全てをクリアしなければならないのか？

A18:基準をすべてクリアする必要があります。能力評価基準【都市トンネル】の表をご確認ください。

Q19:レベル4の経歴を所有しているものはいきなり4になれるでしょうか？

A19:レベル4の基準の他レベル3、レベル2の基準もクリアしていかなければなりません。能力評価基準【都市トンネル】の表をご確認ください。

その他

Q20:能力評価の専用窓口、連絡先等を教えてください。

A20:当協会ホームページに「問い合わせ先」がありますので、そちらからお問い合わせください。メールで対応いたします。

Q21:材料販売・設備リース業で工事に関する作業等は行っていません。その場合、CCUSのレベル評価対象者に該当しますか？

A21:CCUS登録では事業者登録が必要となるため、材料販売、設備リース業だけでは都市トンネル技能者に該当しません。

Q22:推進工事の下請けで現場に従事しても元請けがキャリアアップを導入していない場合、カウントされるか？

A22:現在、CCUSにおいて推進工事の従事者は、現場入場時にカードリーダー等で経歴がカウントされますが、そのカードリーダーがなければカウントされません。